

川崎市公告第761号

（仮称）液化水素サプライチェーン 川崎 LH₂ ターミナル計画に係る
条例見解書について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）
第 22 条第 1 項の規定に基づく条例見解書の提出がありましたので、同
条第 2 項の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例
施行規則（平成 12 年川崎市規則第 106 号）第 19 条に定める事項に
ついて次のとおり公告します。

令和 7 年 3 月 31 日

川崎市長 福田 紀彦

条例見解書について

1 指定開発行為者

名 称：日本水素エネルギー株式会社

代表者：代表取締役社長 原田 英一

住 所：東京都港区虎ノ門一丁目 2 番 3 号

2 指定開発行為の名称

(仮称) 液化水素サプライチェーン 川崎 LH₂ ターミナル計画

3 条例見解書の要旨

第 1 章 指定開発行為の概要

第 2 章 環境影響評価の経過

第 3 章 市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

第 4 章 関係地域の範囲

4 条例環境影響評価準備書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(1) 期間

令和 7 年 3 月 3 1 日 (月) から令和 7 年 4 月 1 4 日 (月) まで

(2) 場所及び時間

川崎区役所(1 2 階)・田島支所(仮庁舎)・大師支所(仮庁舎 2 階)

環境局環境評価課(市役所本庁舎 2 0 階)

午前 8 時 3 0 分～午後 5 時(環境局環境評価課は午後 5 時 1 5 分まで)

土曜日、日曜日及び祝日は除く。

※縦覧開始日(3 月 3 1 日)は、午前 1 0 時から縦覧を行います。